

# 4月度 生産組合長会議 案件

となみ野地域水田農業推進協議会

## 1. 令和3年度作付け計画の変更について

【 P. 3 】

本年2月に提出された水稻共済細目書に基づいて交付金申請等の書類整備をしています。作付け計画が変更になった場合は助成金や交付金などに影響が出ますので、農家への周知と、変更の事実が確認出来たら速やかに、別紙を當農指導員まで提出してください。

配布物 令和3年度水稻共済細目書の生産者控え

## 2. 令和3年度経営所得安定対策等交付金交付申請書について

【 P. 4～P. 7 】

農林水産省から経営所得安定対策に関する書類の押印廃止の指導と、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、今年の加入申請の手続きについては、農業者から提出された水稻共済細目書をもとに申請書を作成し当協議会が提出する「代理申請」を行います。

申請を希望されない方や、申請内容に変更があれば下記期日までに連絡願います。変更・修正が無い方は、連絡不要です。

(封筒の配布先)

認定農業者・當農組織以外の農業者で、交付金対象者（対象者がいない集落も有り）

(封筒の内容)

- ① 経営所得安定対策等交付金交付申請書の控え
- ② 交付申請の内容（詳細）／ 経営所得安定対策等交付金交付金の交付申請に関する誓約事項
- ③ 環境と調和のとれた農業生産の実施に係る確認事項／個人情報の取扱い
- ④ 安全な農作業の実施に係る確認事項

(変更申出期間)

5月 10日（月）～5月 17日（月）但し、土日は除く

## 3. 口座情報未登録者について

【 P. 8 】

令和3年度経営所得安定対策で口座情報が登録されていない方（別途、封筒のある方）は、以下の口座確認書類を提出してください。提出されない方は、申請を辞退したものとみなします。

提出書類 通帳表紙裏面の写し

提出期間 5月 10日（月）～5月 17日（月）但し、土日は除く

## 4. 令和3年度経営所得安定対策 水田活用の直接支払交付金（産地交付金）について

現在検討中です。決定後、ご案内致します。

## 5. 令和3年度生産調整計画図面の提出について

【 P. 9 】

提出期間 5月 10日（月）～ 5月 17日（月）但し、土日は除く

提出物 ① 生産調整圃場の地図（該当農家が記入）別紙の提出圃場一覧表参照

② 集落全体地図（生産組合長が記入）すべての作物等に色塗り

注意事項 期日までに①、②を提出されない方や地図が不備な場合は、申請を辞退したものとみなします。

## 6. 令和3年度生産調整等実施水田の現地確認について

【 P. 10～P13 】

確認期日 6月 9日（水）

班編制、集合場所は別紙を参照ください。

また、現地確認を円滑に行うためにも「生産調整確認要領」をご一読願います。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用をお願いします。

となみ野地域水田農業推進協議会 ( FAX : 22 - 4728 ) 行

発信日付 :

年 月 日

〔 富山県農業共済組合 研波地域農業共済センター 〕  
〔 となみ野農業協同組合 井波中央支店・福野支店 〕

## 令和 3 年 作付内容変更報告 兼 問い合せ用紙

### 【 作付内容変更 】

細目書 農業者名	地名地番	変更内容 ○をつける 面積　作物 異動　耕作者	当初内容	変更後内容	備 考
《記入例》 水田協 太郎	P 耕地番号 8	南砺 137-1	てんたかく 25.2a	コシヒカリ 23.2a 自家菜園 2.0a	
	P 耕地番号		面 積 作 物 異 動 耕 作 者		
	P 耕地番号		面 積 作 物 異 動 耕 作 者		
	P 耕地番号		面 積 作 物 異 動 耕 作 者		
	P 耕地番号		面 積 作 物 異 動 耕 作 者		
	P 耕地番号		面 積 作 物 異 動 耕 作 者		

### 【 問い合せ 】

---



---

発 信 者	氏 名	
	連 絡 先	
	TEL 又 FAX 番号	

面積確認 欄

合 計	水稻 面積計	転作等 面積計

水田協チック 欄

細目書転記	データ入力	2号様式	農業共済	営農指導員

内容が解るものであれば、この様式にはこだわりません。また、E-mailの場合は [inatofu@p1.coralnet.or.jp](mailto:inatofu@p1.coralnet.or.jp) のアドレスに送信してください。



## 交付申請の内容(詳細)

### (1) 水田活用の直接支払交付金

水田活用の直接支払交付金の交付を受けたいので、実施要綱のIVの第2の7の規定に基づき、地域農業再生協議会が営農計画書を基に確認した水田における主食用米以外の作付面積により算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

### (2) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

#### ① 面積払

面積払の交付を受けたいので、実施要綱のIVの第1の1の（2）の③のオの（イ）の規定に基づく交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

#### ② 数量払

数量払の交付を受ける際には、実施要綱のIVの第1の1の（2）の②のアの（ウ）の規定に基づき、対象畑作物の品質区分別生産量が確定した時点で、別途、数量払交付申請書を提出します。

（注）数量払による交付金の交付を受けるためには、別途、品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」（様式第9-1号）に、確認書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査結果通知書の写しなど）を添付して、地方農政局等に提出を行うことが必要になります。

### (3) 収入減少影響緩和交付金（ナラシ）

収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の交付を受けたいので、実施要綱のIVの第1の1の（3）の②のアの規定に基づき、7月31日までに、地方農政局等から通知される当年積立額を積立金管理者が指定する口座に納付します。

## 経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

1 経営所得安定対策等交付金に関する報告や立入調査について、地方農政局等から求められた場合には、それに応じます。

また、営農計画書に記載した交付対象作物について、地方農政局等の職員が、出荷段階においてサンプル採取を行う場合には、無通告であってもこれを認めます。

2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

（1）交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合

（2）正当な理由なく、営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合

（3）営農計画書に記載した交付対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合

（4）必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合

（5）地方農政局等による立入調査に応じない場合

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る確認事項

**1 土づくりの励行**

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術です。また、土づくりにおける堆肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要です。このため、堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。

**2 適切で効果的・効率的な施肥**

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、都道府県の施肥基準、土壤診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。

**3 効果的・効率的で適正な防除**

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。

**4 廃棄物の適正な処理・利用**

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づき適正に行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。

**5 エネルギーの節減**

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。

**6 新たな知見・情報の収集**

環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関する新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。

**7 生産に係る情報の保存**

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等に係る記録を保存しました。

**個人情報の取扱い**

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

**経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて**

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を申請者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、収入減少影響緩和交付金の計算、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務所で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することができます。

事業等 (注1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、荒廃農地等利活用促進交付金、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地問題解決加速化支援事業、農地集積・集約化対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型酪農経営支援事業、農業者年金事業 等
機関等 (注2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、担い手育成総合支援協議会、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

## 安全な農作業の実施に係る確認事項

- 1 乗用型トラクターの転倒・転落に備え、安全キャブ又は安全フレームが付いているものを使用し、シートベルトを着用していますか。また、安全フレームは立てた状態で使用していますか。
- 2 ほ場以外の場所では、左右のブレーキを連結していますか。(乗用型トラクター)
- 3 ほ場までの移動経路のうち、転倒・転落のおそれのある箇所を確認していますか。(農業機械全般)
- 4 ほ場周りやほ場への進入路について、安全に移動・出入りできる状態になっているか確認し、必要に応じて整備していますか。(農業機械全般)
- 5 駐車は平坦な場所で行い、駐車ブレーキをかけエンジンを切っていますか。やむを得ず坂道で駐車する場合は、車止めを使用していますか。(農業機械全般)
- 6 PTO軸にはカバーを装着し、回転部分が見えないようにしていますか。また、詰まりの除去など、作業機の回転部に近づく時は、エンジンを切っていますか。(乗用型トラクター)
- 7 歩行型トラクターをバックで使用する時は、背後に挟まれるおそれのある立木、ハウスの壁・骨組やつまずくおそれのある障害物が無いことを作業前に確認していますか。
- 8 デッドマン式クラッチや緊急停止装置、挟圧防止装置など、歩行型トラクターの安全装置について理解し、使用する機械への搭載の有無を確認していますか。
- 9 熱中症予防のため、暑い日に農作業を行う時は、こまめに日陰の比較的涼しい場所で休憩し、水分・塩分を補給していますか。また、なるべく二人以上で作業する、携帯電話を持ち歩くなど、周囲に連絡できるような状態にしていますか。

令和3年4月吉日

999: \*\*\*  
○○ ○○ 様

となみ野地域水田農業推進協議会  
会長 佐野 日出勇  
(公印省略)

## 交付金の入金口座確認と確認書類提出のお願い

前略

日頃より、経営所得安定対策の推進にご協力を賜りありがとうございます。  
さて、令和3年度経営所得安定対策等の交付金を下記の口座に入金・振込を予定しております。つきましては、5月17日（月）までに口座確認書類の提出をお願いします。

提出期限を過ぎますと、交付金が交付せられませんのでご了承願います。

草々

記

入金予定口座	金融機関名	◆◆◆◆ ◆◆◆支店
	金融機関 CD	9999 - 999
	口座番号	9999999
	口座名	△△ △△
	口座名義	○○ ○○

提出書類 上記口座の、通帳表紙裏面のコピーを提出ください。

以上

### 《 お問い合わせ先・提出先 》

となみ野地域水田農業推進協議会  
〒939-1521 富山県南砺市苗島 305 番地  
TEL 0763-22-4720 FAX 0763-22-4728  
E-mail [inatofu@p1.coralnet.or.jp](mailto:inatofu@p1.coralnet.or.jp)  
HP <https://www.tonamino-suidenkyo.com/>

# 令和3年度 生産調整計画図面

生産組合名		農家氏名	
-------	--	------	--

①	地名・地番		②	地名・地番	
	本地(水田)面積	a		本地(水田)面積	a

※圃場を分割して作付する場合は、**作物毎に寸法を記入**してください。野菜は、**出荷**か**自家用**かを明記してください。

③	地名・地番		④	地名・地番	
	本地(水田)面積	a		本地(水田)面積	a

3 となみ野協 第2号  
令和 3年 4月 30日

井波地区 生産組合長 各位

となみ野地域水田農業推進協議会  
会長 佐野 日出勇 (公印省略)

## 令和3年度生産調整等実施水田の現地確認について

日頃は、経営所得安定対策の推進につきまして多大のご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

つきましては、下記のとおり令和3年度生産調整等実施水田の現地確認調査を実施いたしますので、ご協力いただきますようお願ひいたします。

### 記

1. 確認実施日 令和 3年 6月 9日（水）午前9時～  
(一部の地区は、午後1時00分～)

2. 集合場所 井波本町支店・・・・・(井波地区の方)  
ファーム八乙女事務所・・・(南山見地区の方)  
井波中央支店・・・・・(井波高瀬地区・山野地区の方)

3. 持参するもの (1) 認印  
(2) 雨具（雨天の場合）  
(3) 長靴（圃場に入る場合が有るので）

4. その他  
(1) 令和3年度生産調整確認要領を一読ください。  
(2) 確認圃場への案内と面積測量にご協力ください。  
(3) 当日、都合の悪い方は、必ず代理の方の出席をお願いします。  
(4) 手当は、日当 2,500円、車借用料 2,000円です。後日指定口座に振込します。尚、振込口座は営農購買課に届け出された口座とします。  
(5) 手当と車借用料の請求印、領収印を押印願います。

以上

となみ野地域水田農業推進協議会  
TEL 22-4720 FAX 22-4728  
E-mail [inatofu@p1.coralnet.or.jp](mailto:inatofu@p1.coralnet.or.jp)

令和3年度 となみ野地域水田農業推進協議会 井波地区 生産調整現地確認人員配置計画

現地確認実施日：6月 9日（水）午前9時より（一部の組織・地区は、午後1時より）

井波地区班編成

地区名	集合場所	班	現地確認の実施地区	生産組合長 農業者	担当者	配置車両	確認にかかった時間
井波	井波本町支店	1	今町、北川、藤橋、上山見、下山見	5名	(井)	J A車(井)	9:00 ~ :
南山見	ファーム 八乙女事務所	2	谷川農園(含、東城寺)、連代寺	谷川 1名、1名(連代寺)	(市)	生産組合長	9:00 ~ :
		3	志観寺、谷、里領	3名	★(井)	J A車(井)	9:00 ~ :
井波高瀬	井波中央支店	4	神子畑、勧学院	2名	(福)	J A車(福)	9:00 ~ :
		5	愛農、信農	2名	(市)	市農林課	9:00 ~ :
		6	大宮司、三清東、岩倉農園	2名、岩倉1名	★(井)	生産組合長	9:00 ~ :
山野	井波中央支店	7	坪野（東部、中部、西部）	3名	(福)	生産組合長	9:00 ~ :
		8	山斐、岩屋東部	2名	(共済)	共済センター	9:00 ~ :
		9	岩屋西部、カントリ-岩屋	1名、カントリ-1名	(福)	J A車(福)	9:00 ~ :
		10	飛驒屋（東部、西部）、清水明	3名	(協)	協議会	9:00 ~ :
		11	野能原、井波軸屋	2名	(農林)	農林振興センター	9:00 ~ :
		12	安室、カタ農園	1名、カタ1名	(福)	生産組合長	9:00 ~ :
		13	高屋、専勝寺	2名	★(井)	J A車(井)	9:00 ~ :
大規模農家	ファーム 八乙女事務所	14	院瀬見（1区～4区）、清玄寺	ファーム八乙女1名	(福)	J A車(福)	13:00 ~ :
		15	戸板、川原崎、沖	ファーム八乙女1名	★(井)	J A車(井)	13:00 ~ :
				35名	15名	11台+4台	

※注：担当者名欄の略称は、下記の略である。

(市)=南砺市農政課 (農林)=農林振興センター (共済)=農業共済センター (井)=井波中央・本町支店 (福)=福野支店 (協)=推進協議会

★マークが付いている方がその地区の責任者になりますので、確認後の取り纏めをお願いします。

# 令和3年度 生産調整確認要領

日 程 井波 6月9日(水)、福野 6月10日(木)・11日(金)、利賀 7月9日(金)  
集合場所 班編成表参照  
集合時間 8時50分(午前9時から現地確認実施)  
(一部の地区は、午後0時50分集合、午後1時より現地確認実施)  
携 行 品 協議会準備：確認野帳及び生産調整計画図、メジャー2個、赤鉛筆  
鉛筆削り、付箋、下敷き  
各自で準備：電卓(担当者)、印鑑、雨具(雨天決行)

## 当日のスケジュール

- 立会者(生産組合長)の出欠確認。「現地確認日当・車借り上げ料、請求書兼領収書」に押印。(押印書類は、班編成表★印の各地区責任者のみに配布)
- 携行品を受け取り出発。【確認項目①②】
- 現地確認終了後、集落ごとの確認にかかった時間を記入報告。
- 確認野帳の合計面積の変更と集計を記載。【確認項目③】
- 携行品を返却し、終了した班から解散。

## 確認項目

### ①地名・地番・生産調整面積・耕作者の確認

- 「①確認野帳」「②生産調整計画図面(生産者記入)」「③全体地図」の照合。
- 生産調整の筆の作付け内容と耕作者を全て確認し、確認できたものについて  
**①～③全てに赤鉛筆でチェックを入れる。**
  - 前作の作物が収穫済みの場合、生産組合長に栽培の跡か聞き取りにより確認する。
  - ②と現場の相違がある場合には、測量し直し紙に書き残す。
  - ②の提出が無くても、前年から①の面積変更がある場合は1筆全体の形状を裏面等へ記入し、測量した場所と計算式、面積を記入する。

①確認野帳	②図面	③全体地図
地名地番 本地 水稲 転作面積 作物名 耕作者名 苗島 305 15.0 10.0 ヨシヒカリ 苗島 305 レ 5.0 レ 出荷ナス レ 水田協太郎 レ	10 5 m × 10 m ナス 5.0 レ	確認場所にレ

- 当日現場で①～③に記載がない作付けを発見した場合、測量確認する。

**転作場所を変更し水稻を作付した圃場が他にある可能性が非常に高いので、必ず周辺の作付け確認を行う。解決できない場合は生産組合長を通じて農家への確認をお願いし、水田協へ連絡してください。確認野帳に付箋を貼る。**

◎ 調整水田は1ヶ所が1a(100m<sup>2</sup>)未満、額縁型、複数型は認定しない。

◎ 下記の②作物分類を参考に面積を分けて測量する。

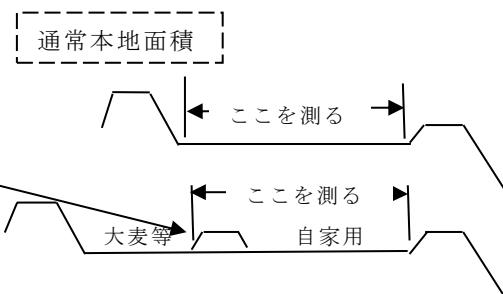
- ・小数点第1位までのアール単位で記入する。

(例: 125.75 m<sup>2</sup> → 1.3 a)

- ・畦畔(あぜ)の外側から測量する。

(一筆内に畦畔を作成し、畑としてある場合)

- ・分筆された合計面積=本地面積とする。



## ②作物分類

■ 戰略作物「大麦、大豆(エンレイ・シュウレイ)、飼料作物」

■ 「ソバ」

■ 特産振興作物(出荷組織の構成員が作付けしている)

・井波「球根、里芋、白葱、ニラ、玉葱、菊、小松菜、梅、林檎、リンドウ」

・福野「球根、里芋、白葱、ニラ、玉葱、菊、小松菜、スイートコーン、林檎、リンドウ」

・利賀「ホウレンソウ、ミョウガ、白爵カボチャ、赤カブ、玉葱」

■ その他の出荷販売作物

・単に野菜でなく、具体的な代表作物名を記入。(複数作付している場合)

・果樹類、自家菜園は分ける。

■ 地力増進作物

「レンゲ、エン麦、ソルゴー、クロタラリア、ヘアリーベッチ、クローバー」

■ 自家菜園、景観作物、調整水田、永年性作物、自己保全管理、かい廃等

◎ 「自家用大豆、里芋」等出荷しない作物については、「**自家菜園**」と記載

◎ 聞き取りにより特産・出荷販売等交付金対象水田と判明した圃場は

自家菜園と分けて測量し、「**出荷〇〇**」と記載する。

## ③現地確認後

◎ 集合場所へ戻り、個人ごとの水稻、生産調整面積を再集計する。

- ・①②の面積を同一にする。

◎ 変更や不明な事が発生した場合は確認野帳に記載する。

- ・その場で結論を出さずに、付箋をつけて内容を必ず書き残す。

◎ 未作付けの場合は作物名の後ろに④と赤書きし、

確認野帳に付箋を貼る。



**例年、「地図のみに記載し、確認野帳を変更してない」「再計算をしてない」事が  
多いです。必ず確認野帳へ転記してください。**